

## まえがき

民事信託を家族で活用するメリットは「固い絆で結ばれた信頼できる親族だけの構成とそのスキームによる財産管理・承継である」。この有利性を安全に活用するためには、資産所有者への「民事信託の活用と魅力」を提示して「多角的かつ合理的な、すなわち事情変化に対応できる柔軟な財産管理・承継スキームを取組む時期」が見えてきたともいえます。財務管理のスタートは「提案実務の合理的基礎説明ツールの作成」からスタートします。

この任に携わる各分野の専門家により「民事信託の特色やその有効活用の効果等」を具体的に提案し、専門家が受託者になる家族の管理実務をサポートして民事信託の優れた機能・特色を発揮させることができるといえます。

民事信託有効活用には、その本質に係る法令と法務、財産と財務、税制と税務等の手続き等の専門性要件のいずれかが欠ければ民事信託機能の全体に大きな影響を及ぼします。「これらの要件等が有する複雑な法令等が支える現代社会」において、「他より優れた経済取引と資産管理、財産承継等を実践することを期待する資産所有者」のニーズに対応するためには、多様なクロスセッションが機能する民法・信託法、税法の専門家の活用は不可欠です。

この専門家には、民事信託の委託者・受託者・受益者に対して相当な注意義務と説明責任があります。民事信託には「柔軟性」があっても、公序に反すること、法令を潜脱することは許されません。専門家として委託者のニーズを注意深く見極め、目的に即する適切な提案をする必要があります。

財産の自己管理が当然である我が国の資産所有者の方々にも、自己所有の土地の有効活用等において「不動産管理信託」の手法等が拡大

してきました。しかし、自己資産の保全と自己運用が当然であるとの認識は、まだまだ多くの資産所有者の基本的信条ともいえます。

国際的にみれば、地理的に外国と国境を隣接しているヨーロッパ等では、他国との紛争などに参加する夫が妻子のために、土地・建物等を実力者に「信託する」地理的・合理的慣行が形成され「信託」が財産管理の認識として育つ事情があったといえます。

我が国においても信託が注目されたケースとして、信託銀行不動産部等の開発手法を拡充して「財産の有効活用の分権的手法、つまり、商事信託の手法」が民事信託においても活用されてきたといえます。

信託銀行等または信託会社が提供する家族のための信託も民事信託であり、活用の可能性を検証すべきといえます。

本書は、現在の国際社会・世代交代の時代における中小企業等のクライアントに民事信託を提案、コンサルする専門家のための、民事信託実務と検討すべき法務、財産・財務及び税務について記述し、関係する方々の専門分野の更なる認識による財産管理手法の拡充を期待しています。

財産の管理運用が「自己管理かつ自己責任である」ことは、資産家の方々のみならず会計・税務の業務に携わる税理士・会計士の方々に既に定着していますが、マイナス金利時代において「経済的にも法的にも更なる認識拡充が求められている」ともいえます。また、銀行等の金融機関においても低金利時代の現状に対応し、「更なる経済の活性化に資するルートを模索している時代変革を期待する時期でもある」といえます。

信託の活用の可能性・広がりについて、信託法の権威者である、Austin Wakeman Scott 教授、及び四宮和夫博士は、「想像力」がポイントと指摘されています。また、遠藤英嗣弁護士は、民事信託の「創造者」、「制作者」が重要として、「提案する専門家の想像力次第」という認識を示しました。

民事信託では、民法でできないことを可能とし、遺産分割の方法の選択肢を広げ、認知症等による財産管理能力の低下を補うことに対応できるといえます。

近世になって対等な取引としての契約の概念が熟成されますが、信託という「信じて託する関係」も中世から培われてきました。『多様化する現代社会のこの時期において「民事信託」を通してクライアントの家族の幸せをサポートする』という、「専門家の機能・責務が公正にして働き甲斐のある関係を拡大していくこと」が期待されています。

平成 28 年 6 月 恵みの滋雨が緑を育てる季節に

監修 平川忠雄

# 目 次

## 第1章 民事信託の活用と魅力

- 1 「民事信託」の活用 ..... 16
  - (1) 民事信託の活用——こんなときに使っています 16
  - (2) 民事信託を使う理由——なぜ民事信託なのか 18
  - (3) 民事信託の特長 19
  - (4) 民事信託を使ってはいけない場合 20
- 2 民事信託の基本スキーム、機能、類似制度との比較 ..... 20
  - (1) 民事信託の基本的なスキーム「契約信託」 20
  - (2) 民事信託の機能 23
  - (3) 類似制度、委任との比較 26
  - (4) 類似制度、成年後見制度との比較 26
  - (5) 類似制度、負担付遺贈との比較 28

**コラム1** 信託の起源？ 中世 30

## 第2章 民事信託の制作のための知識（提案実務の概要）

- 1 民事信託の設定を理解するための基礎説明ツールの作成 ..... 34
  - (1) 民事信託をコーディネートして提案する手順 34
  - (2) 民事信託の特長等 36
  - (3) 民事信託の基本構造と委託者の意思の確認 44
  - (4) 受益者の権利・制約 55
  - (5) 受託者の権能等 59
  - (6) 信託関係人の権利義務等と設置の判断 71
  - (7) 訴訟等のトラブルリスク 81
  - (8) プライバシー保護と情報開示に留意した定め等 84

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 2 総合的な検証ほか                       | 89 |
| (1) ライフプラン、財産の状況から信託目的が達成できるかの検証 | 89 |
| (2) 法務から信託目的が達成できるかを検証           | 95 |
| (3) 他の専門家と連携し、総合検証する             | 98 |
| (4) コンサルティング契約・アドバイザー契約の締結       | 98 |

**コラム2** 扶養義務・特別受益等に係る民法と税法 122

### 第3章 民事信託の基本スキーム

|                                |     |
|--------------------------------|-----|
| 1 比較表の作成                       | 126 |
| 2 民事信託の基本的スキームの概要              | 128 |
| (1) 民事信託契約のスキーム                | 128 |
| (2) 自己信託スキーム                   | 132 |
| (3) 遺言信託スキーム                   | 136 |
| (4) 遺言代用の契約信託スキーム              | 139 |
| (5) 受益者指定権等が付与された民事信託のスキーム     | 143 |
| (6) 裁量権を付された民事信託（裁量信託）のスキーム    | 146 |
| (7) いわゆる後継ぎ遺贈型受益者連続信託スキーム      | 153 |
| (8) 民事信託に利用するスキームの選択           | 156 |
| 3 信託銀行等の信託商品との比較検討             | 157 |
| (1) 信託銀行等の信託商品を調査し、学び・比較し・活用する | 157 |
| (2) 兼営銀行の合同運用指定金銭信託（一般口）       | 157 |
| (3) 特約付き合同運用金銭信託「遺言代用信託」       | 163 |

**コラム3** 相続法の改正？ 民法と民事信託の交錯 168

## 第4章 民事信託の不動産登記実務

- 1 信託に関する登記の概要 ..... 174
- 2 信託の各段階における登記手続 ..... 180
  - (1) 信託の開始 180
  - (2) 信託期間中の変更 194
  - (3) 信託財産の処分、信託の終了 202

### コラム4 信託銀行等の信託商品を活用するか、家族で民事信託にするか？

211

## 第5章 信託財産の引渡し・管理等について

- 1 受託者への引渡しに際しての信託財産の特定 ..... 216
- 2 信託財産の分別管理について ..... 217
- 3 賃貸不動産について ..... 218
  - (1) 信託設定に際しての調査すべき事項 218
  - (2) 管理すべき事項 220
  - (3) 信託事務の第三者委託 223
  - (4) 賃貸不動産に係る信託条項の例 224
- 4 自宅不動産について ..... 230
  - (1) 自宅不動産の信託財産としての受入れに際して 230
  - (2) 自宅不動産の信託財産としての管理（信託期間中） 242
  - (3) 自宅不動産の処分（終了時等の譲渡または解体、引渡し） 244
  - (4) 自宅不動産を信託財産とする場合の留意点及び検討する信託条項の例 244
- 5 債務引受け、借入れについて ..... 252
  - (1) 平成18年改正前の旧信託法の解釈（通説） 252
  - (2) 賃貸不動産を信託財産とする場合の敷金契約承継 252
  - (3) 現在の信託法の解釈 253

|                                |     |
|--------------------------------|-----|
| (4) 実務上の手続検討                   | 256 |
| (5) 受託者の借入権限                   | 259 |
| (6) 民法改正の概要と対応                 | 261 |
| 6 自社株式について                     | 264 |
| (1) 上場株式と非上場株式の引受け手続           | 264 |
| (2) 受託者の管理・処分                  | 266 |
| (3) 事業承継を目的とした自社株を信託財産とする事例の検討 | 266 |
| (4) 自社株を信託する場合の注意点             | 269 |
| (5) 中小企業庁のスキーム例                | 271 |
| 7 金融資産について                     | 272 |
| (1) 受託者への引渡しに際して、金融機関への確認      | 272 |
| (2) 受託者「信託口」名義への変更             | 272 |
| (3) 特に注意が必要なものは、自己信託の場合        | 275 |
| (4) 信託期間中の金融資産の管理              | 276 |
| 8 信託報酬等について                    | 280 |
| 9 年間の管理事務について                  | 283 |

**コラム5** 米国の生前信託 285

## 第6章 民事信託の会計

|                   |     |
|-------------------|-----|
| 1 民事信託の会計の基本的な考え方 | 292 |
| (1) 受託者会計         | 292 |
| (2) 委託者又は受益者会計    | 292 |
| 2 受託者会計           | 293 |
| (1) 信託法           | 293 |
| (2) 信託計算規則        | 293 |
| (3) 実務対応報告23号     | 294 |
| (4) 受託者会計の慣行      | 294 |

- (5) 信託帳簿 295
- (6) 受託者の会計処理 300
- (7) 貸借対照表・損益計算書（財産状況開示資料） 304
- (8) 財産状況開示資料の雛形と留意点 304
- (9) 限定責任信託と責任財産限定特約 310
- (10) 自己信託 310
- 3 委託者又は受益者会計 ..... 310
  - (1) 実務対応報告 23 号 310
  - (2) 委託者兼当初受益者が単数である場合の金銭の信託（合同運用を除く）【Q1 参照】 311
  - (3) 委託者兼当初受益者が複数である金銭信託（合同運用信託を含む）【Q2 参照】 312
  - (4) 委託者兼当初受益者が単数である金銭以外の信託（合同運用信託を除く）【Q3 参照】 313
  - (5) 委託者兼当初受益者が複数である金銭以外の信託（合同運用信託を除く）【Q4 参照】 314
  - (6) 自己信託【Q7 参照】 316
  - (7) 総額法と純額法 317

**コラム 6** 日本の信託の歴史 320

**第 7 章 民事信託の基本的な税務(所得税・相続税・諸税)**

- 1 信託税制の基本的な考え方 ..... 324
  - (1) 信託に関する税制上の整備（所得課税） 324
  - (2) 信託の種類別による所得課税の概要 325
  - (3) 受益者等課税信託の基本的な考え方 325
  - (4) 受益者等課税信託と法人課税信託の接点（受益者等が現に存在しない場合） 328
  - (5) 民事信託の受託者の事務の概要 330



|   |  |     |
|---|--|-----|
| 2 | 受益者等課税信託の概要                                | 332 |
|   | (1) 受益者等課税信託の概要                            | 332 |
|   | (2) 信託設定時の課税関係                             | 333 |
|   | (3) 信託期間中の基本的な課税関係                         | 336 |
|   | (4) 信託終了時の課税関係                             | 339 |
|   | (5) 受益者等の範囲                                | 341 |
|   | (6) 受益者等が二以上ある場合の信託財産等の帰属                  | 343 |
|   | (7) 所得の帰属及び計算                              | 346 |
|   | (8) 不動産所得に係る信託損失の規制                        | 348 |
| 3 | 受益者等が現に存在しない場合の課税関係                        | 349 |
|   | (1) 受益者等が現に存在しない場合の法人課税信託の概要               | 349 |
|   | (2) 法人課税信託に係る法人税法の適用上のポイント                 | 349 |
|   | (3) 受益者等としての権利を有する者が現に存在しない信託の課税関係（目的信託ほか） | 351 |
|   | (4) 受益者等の存在する信託の受益者等が不存在となった場合の課税関係        | 352 |
|   | (5) 受益者等が存在することとなった場合の課税関係                 | 354 |
|   | (6) 受益者等が存在しない信託が終了した場合の課税関係               | 355 |
| 4 | 複層化信託の信託受益権の評価及び課税関係                       | 359 |
|   | (1) 信託受益権の評価方法の概要                          | 359 |
|   | (2) 受益者連続型信託の権利の価額（相法9の3）                  | 360 |
|   | (3) 受益者連続型信託以外の信託の場合（評基通202）               | 363 |
|   | (4) 複層化信託の評価額及び課税関係の比較                     | 365 |
| 5 | 受託者が作成すべき信託の計算書・調書                         | 371 |
|   | (1) 信託に関する受益者別（委託者別）調書及び合計表（相法59）          | 371 |
|   | (2) 信託の計算書及び合計表（所法227）                     | 376 |
| 6 | その他諸税（登録免許税・不動産取得税・印紙税・消費税等・固定資産税等）        | 380 |
|   | (1) 登録免許税                                  | 380 |

|                                  |     |
|----------------------------------|-----|
| (2) 不動産取得税                       | 381 |
| (3) 印紙税                          | 382 |
| (4) 消費税法の取扱い                     | 383 |
| (5) 固定資産税・都市計画税                  | 383 |
| 7 各民事信託の設定方法による課税                | 385 |
| (1) 生前信託                         | 385 |
| (2) 自己信託                         | 391 |
| (3) 遺言代用信託                       | 395 |
| (4) 遺言信託                         | 401 |
| 8 民事信託課税上の論点・留意点                 | 409 |
| (1) 民事信託に係る所得税の特例、相続税の特例の適用      | 409 |
| (2) 贈与税の配偶者控除、小規模宅地等の特例と収益受益権の関係 | 409 |
| (3) 民事信託に係る信託報酬の必要経費性            | 412 |
| (4) 民事信託の信託財産の所在                 | 413 |
| (5) 共有不動産の合同信託                   | 415 |
| (6) 信託財産の各移転時における負担付贈与の課税関係      | 417 |
| (7) 複層化された信託の課税関係について            | 418 |
| (8) 信託損失（受益者等が法人の場合の規制）          | 420 |
| (9) 名義預金と信託の活用の留意点               | 421 |
| 9 非課税信託と信託銀行等が提供する信託商品の概要        | 424 |
| (1) 教育資金の一括贈与と結婚・子育て資金の一括贈与の比較   | 424 |
| (2) 信託銀行等が提供する信託商品               | 431 |
| <b>コラム 7</b> 民事信託が載っている小説、税制改正動向 | 434 |

## 第8章 受託者となる一般社団法人の設立

- 1 受託者として法人の活用の検討 ..... 440
- 2 一般社団法人の設立・運営 ..... 443
  - (1) 設立の手續 443
  - (2) 設立の際の留意点 444
  - (3) 理事の職務や責任 444
  - (4) 社員及び理事等の構成の検討 446
  - (5) 信託契約に基づく信託事務や信託関係者の構成の簡素化 448
  - (6) 一般社団法人の目的（定款作成の際の留意点）448
  - (7) 年間スケジュール（概要）449
  - (8)（参考）一般社団法人と一般財団法人等の比較 449
- 3 毎年の法人税等の経費負担への備え ..... 451
  - (1) 法人税法上の非営利型法人の扱い 451
  - (2) 非営利型法人の要件 453
- 4 一般社団法人の定款のサンプル及び注意すべき点 ..... 456

**コラム8** 民事信託における遺留分減殺請求の対応 471

## 第9章 事例別の信託条項と注意点

- 1 親なき後支援信託の信託条項と解説 ..... 478
  - (1) 親なき後支援信託（不動産・金融資産）の設定上の留意点  
478
  - (2) 参考文例（遺言による「親なき後支援信託」） 483
- 2 事例研究：共同相続賃貸不動産の管理処分信託 ..... 491
  - (1) 相談者の当初の相談内容 491
  - (2) 相談者の状況等の背景、家族等の動向等 491
  - (3) 遺産目録の調整 493
  - (4) 売却か賃貸業存続かの判断 497

|                                |            |
|--------------------------------|------------|
| (5) 賃貸マンションの登記名義人の検討           | 498        |
| (6) 民事信託スキーム                   | 500        |
| (7) 遺産分割協議書                    | 502        |
| (8) 融資銀行との交渉                   | 503        |
| (9) 土地賃貸人（地主）との交渉              | 504        |
| (10) 信託契約書の締結                  | 505        |
| <b>3 事例研究：後継者育成中の自社株式の信託</b>   | <b>518</b> |
| (1) 事例の概要                      | 518        |
| (2) 代表取締役 A の家族状況及び社内重要人物とその考え | 520        |
| (3) 遺言代用信託スキーム案の一例             | 521        |
| (4) 信託契約の概要の例                  | 522        |
| (5) 自社株式に係る信託条項の例（抜粋）          | 523        |

## 第 10 章 民事信託を活用する場合に留意すべき事項

|                                |            |
|--------------------------------|------------|
| <b>1 信託法、民法等からの留意すべき事項</b>     | <b>532</b> |
| (1) 家族のための民事信託と成年後見制度          | 532        |
| (2) 受益者保護に欠ける家族信託の設定           | 535        |
| (3) 家族のための民事信託設定の留意事項          | 536        |
| <b>2 信託税制の本質と専門家に求められるスタンス</b> | <b>541</b> |
| (1) 民事信託の税制上の課題                | 541        |
| (2) 信託税制に係る専門家のスタンス            | 546        |
| <b>関係法令条文</b>                  | <b>553</b> |
| 信託法・施行令・施行規則・信託計算規則（一部省略）      | 554        |
| 不動産登記法・令・規則（抜粋）                | 615        |
| 所得税法・施行令・施行規則（抜粋）              | 619        |
| 法人税法・施行令（抜粋）                   | 628        |
| 相続税法・施行令・施行規則（抜粋）              | 639        |
| 租税特別措置法・施行令・施行規則（抜粋）           | 650        |
| <b>事項索引</b>                    | <b>665</b> |

## [凡 例]

|     |                         |
|-----|-------------------------|
| 信   | 信託法                     |
| 信規  | 信託法施行規則                 |
| 信計規 | 信託計算規則                  |
| 信業  | 信託業法                    |
| 兼営  | 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律     |
| 兼営規 | 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則 |
| 民   | 民法                      |
| 民施  | 民法施行法                   |
| 不登  | 不動産登記法                  |
| 不登令 | 不動産登記令                  |
| 不登規 | 不動産登記規則                 |
| 会   | 会社法                     |
| 振替  | 社債、株式等の振替に関する法律         |
| 法人  | 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律    |
| 公証  | 公証人法                    |
| 司法規 | 司法書士法施行規則               |

## 【税法】

|     |          |
|-----|----------|
| 所法  | 所得税法     |
| 所令  | 所得税法施行令  |
| 所規  | 所得税法施行規則 |
| 所基通 | 所得税基本通達  |
| 法法  | 法人税法     |
| 法令  | 法人税法施行令  |
| 法規  | 法人税法施行規則 |
| 法基通 | 法人税基本通達  |
| 相法  | 相続税法     |
| 相令  | 相続税法施行令  |

相規 相続税法施行規則  
相基通 相続税法基本通達  
評基通 財産評価基本通達  
措法 租税特別措置法  
措令 租税特別措置法施行令  
措通 租税特別措置法通達  
消法 消費税法  
消令 消費税法施行令  
消規 消費税法施行規則  
地法 地方税法  
登法 登録免許税法  
印基通 印紙税法基本通達  
通法 国税通則法  
通規 国税通則法施行規則

国外送金調書法 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係  
る調書の提出等に関する法律

国外送金調書法規則 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等  
に係る調書の提出等に関する法律施行規則

#### <条・項・号の略について>

条 …… 算用数字

項 …… ローマ数字

号 …… マル付き数字

例) 信託法第 21 条第 2 項第 4 号 → 信 21 Ⅱ④

#### 【税法】

条 …… 算用数字

項 …… マル付き数字

号 …… 漢数字

例) 相続税法第 59 条第 2 項第 1 号 → 相法 59 ②一

## 第 1 章

# 民事信託の活用と魅力

# 1 「民事信託」の活用

## (1) 民事信託の活用 — こんなときに使っています

民事信託とは家族のための信託です。財産を有する者の願いの実現化の方法の一つで、複雑な事情や複数の願いがあって、また民法・組合・法人の定め・仕組みでは対応できない、疑義が生じやすい等のケースに活用する方法です。信託は慣れない故に慎重さが求められ、その分リスクとコストが増加する可能性があります。その点の認識も必要でしょう(もちろんコストが軽減されるときもたくさんあります)。

では、民事信託とはどんなものを具体的に理解するために、使われている例を挙げてみます。

- ㊦ 自らとともに家族の大切な財産管理のために
- ㊧ 特定の家族の扶養・生活のために
- ㊨ 護りたい家産・事業の承継のために
- ㊩ 相続手続を速やかにするために、かつ負担軽減化のために
- ㊪ 夫婦の生涯のために、とともに残余財産を社会に・特定のことに役立てるために

民法では自分のみのための単なる財産管理は可能ですが、複数の者、家族・第三者も含めた、また将来の事情変化に対応できる管理は難しいのです。

次のような場合には、他の手法と比較して民事信託スキームを検討する余地があると考えます。

- 
- 
- (a) 家産の確実な二次承継・移転をも望む場合
- (b) 贈与後の子供の先死亡等その後の事情変化により、見直すことを望む場合



- (c) 分割協議をさせずに相続手続を素早く・簡単にしたい場合
- (d) 判断能力低下に備え、自らまた配偶者・家族の生活が安定できるようにしたい（成年後見制度では思うような本人・家族のための使用はできない）場合、世話が必要な者と世話をする者（伴侶亡き後の、親亡き後の家族）のために遺したい場合
- (e) 後の配偶者の居住・生活資金を確保しつつ、前の配偶者との間の子へ確実に財産承継・帰属できるようにしたい場合
- (f) 自社株、先祖からの不動産を維持し、議決権行使を円滑にし、今後の相続による家産・事業財産の承継、分散を避けるとともに、他の相続人の生活を安定させたい場合
- (g) 負担付遺贈の履行・財産管理に不安がある場合
- (h) アンバランスな財産構成、複雑な家族構成ゆえ、円滑な遺産分割方法として、財産から生じる果実を特定の家族に与え、その元本は他の家族に帰属させたい場合
- (i) 生活維持・財産管理・判断の能力に疑問（たとえば気が弱い・ハンディがある・騙されやすい・散財する）がある子孫に、事情に応じて臨機応変に対応してほしい場合
- (j) 同居または近所に住み、身近な存在である可愛い子孫に対し、十分な教育を受け・豊かな人生を得られるように、また感謝の気持ちとして残った財産を定期的に渡したい場合
- (k) 自己の存在を忘れられないように菩提を弔う寺院、特定の子孫の活動、可愛いペット、または特定の非営利活動等に、定期的に援助し続けるようにしたい場合
- (l) 成年後見制度も利用しつつ、家族のためにも財産が活用できるようにしたい場合
- (m) 身体障がい等、成年後見制度が利用できないので財産管理もしたい場合
- (n) 成年被後見人等になると借入行為、借入の更新・契約変更等ができないので困る場合

## (2) 民事信託を使う理由 ― なぜ民事信託なのか

民事信託は最近注目を浴びています。身近に利用される場面は少なく、多くの人にとって慣れない仕組みですが、民事信託においての信託の特長は財産管理、財産承継、そして倒産隔離です（後述(3)及び2参照）。もし委託・代理、贈与・相続・遺贈、相続分離など従前の方法で願いが解決・対応が十分にできるなら、わざわざ信託を利用せずに慣れ親しんだ方法がよいのは当然です。

しかし、相続・贈与、財産管理の民法の仕組みを超えたニーズ・願いがあるときは、海外に持ち出すか、諦めずに信託を検討してはどうでしょうか。信託は本人の財産から分離し、本人の相続の対象から外すことができる仕組みです。つまり本人の財産は受益者として「信託の受益権」（後述2参照）という財産に切り替わるのです。本人の生涯にわたる財産として受益権を持ちます。受益権は所有していた財産についての権利ですから、実質的に同じものです。途中でやめたいときは元の財産に戻すことができます。そして本人が次の受益者 A を指定することができます。指定した次の受益者 A（たとえば長男を指定すれば長男）が原始的に新たな受益権を取得し、前の受益者である本人が持つ受益権は消滅する定めができますので、本人の「相続」財産ではなくなるのです。ただ一つ、次の受益者 A の受益権は、本人からの特別受益として遺留分の減殺請求の対象になります。しかし、指定する次の次の受益者 B（たとえば長男の第一子）はその前の受益者 A からの特別受益にはなりません。いいかえますと、信託法は民法の特別法として、民法とは別の枠組みで異なる効果を作り出すことを認めているのです。

わかりにくいので、「水の上に浮かぶ油のような存在」と四宮和夫博士が言われ、この特長を活用して財産承継の願いを実現させようとするのが民事信託の一つの魅力になっています（コラム1参照）。

- ・ 民事信託のコンセプトは家族に対する願いの実現
- ・ 民法では、相続財産は相続開始により相続人に包括承継する
- ・ 信託法では、受益者の死亡によりその有する受益権は消滅し、指定する受益者が新たな受益権を取得することができる（信託により民法・本人の財産から分離する）

本人の財産から分離させるために、財産の所有権、占有を受託者に移転します。たとえば、不動産を移転すると「所有者」の表示ではなく「受託者」の表示にて登記・登録されます。しかし、法律は濫用・悪用されないように種々の防御策を定めています。必ず、名義を移転することも含めて民事信託の効果、費用・手間とリスクを他の手法と比較します。比較して納得できない方であれば、それ以上勧めても誤解されるだけです。

### (3) 民事信託の特長

- ㊦ 委託者が死亡しても継続して長期にわたる財産管理機能がある（法人格がなくても）
- ㊧ 委託者の債権者は差押えできない倒産隔離機能がある（詐害行為でない場合）
- ㊨ 受託者の債権者も差押えできない倒産隔離機能がある（所定の義務を果たしていれば）
- ㊩ 財産の後継ぎ遺贈に類似の行為、民法（遺産分割・遺贈等）ではできない行為ができる
- ㊪ 相続手続が回避できる

遺言等の手続が、取扱金融機関の保守的な対応により、また一部の家族等の妨害により容易に進まない場合、また生前の契約・贈与、遺言もしくは死後委任の契約等を組み合わせても円滑に実現できない可能性がある場合<sup>1)</sup>には、適切な信託契約一つをすることで比較的円滑に財産の引継ぎができる可能性が広がります。

民事信託の具体的な機能を、次の2(1)の図表も参考に関係者へ説明します。

#### (4) 民事信託を使ってはいけない場合

信託の法的効果等について、まだまだ解釈が明確ではないものがあります。またその税法の取扱い、財産の実務手続も明らかでないところがあります。活用することでかえってトラブルになりえます。もちろんマネーロンダリング、反社会的勢力、詐欺等の犯罪に加担する、公序に反することは許されません。信託目的、スキームにおいて犯罪の疑い、トラブルの可能性、不合理な状況がありうるか、しっかり見極めて提案します。そのような意図のある財産管理・承継、民事信託の提案・コンサル・実務支援はできない旨を明確にします。

また、民事信託をわざわざ活用する必要もない場合、信託銀行等の信託商品を活用すればよい場面もあります。

## 2

### 民事信託の基本スキーム、機能、類似制度との比較

#### (1) 民事信託の基本的なスキーム「契約信託」

民事信託の基本的な仕組みは「契約信託」です。その手続フローは次のとおりです。

- a 委託者は受託者と次の図のような信託の契約を締結し、所有する財産を受託者に引き渡します。
- b 受託者は所定の名義変更・信託登記等の手続をして分別管理します。

---

1) 堂園昇平「相続預金払戻拒否による金融機関の不法行為責任リスクと実務対応」金法2026号(2015年)16頁。

## <監 修>

### 平川 忠雄（ひらかわ ただお）〈はじめに〉

東京生まれ。中央大学経済学部卒業。日本税理士会連合会理事、同税制審議委員、東京税理士会常務理事などを歴任。現在、中央大学経理研究所講師、日本税務会計学会顧問、日本税務研究セミナー研究員、日本税理士会全国統一研修会講師。公的審議委員として経済産業省、中小企業庁、国土交通省、税制調査会、日本商工会議所、東京商工会議所等の委員を務める。税理士法人平川会計パートナーズ代表社員として、企業や個人に対するタックス・プランニングの指導などコンサルタント業務に従事。

#### 【主な著書等】

『相続時精算課税制度の徹底解説』（日本法令）、『外形標準税』（同）、『減資の税務と登記手続』（同）、『金融所得課税がこんなに変わる』（税務経理協会）、『会社分割・企業組織再編税制の実務』（同）ほか多数。

#### ◆税理士法人 平川会計パートナーズ（千代田本部）

〒101-0021 東京都千代田区外神田6丁目9番6号

ホームページ <http://www.hirakawa-tax.co.jp>

## <編 者>

### 遠藤 英嗣（えんどう えいし）〈第9章1、第10章1、さいごに〉

弁護士（遠藤家族信託法律事務所）。元公証人（蒲田公証役場所属）。一般社団法人 民事信託推進センター監事、株式会社野村資産承継研究所・研究理事、日本成年後見法学会・常務理事。

#### 【主な著書等】

『新訂 新しい家族信託』（日本加除出版）、『新しい地域後見人制度』（同）、「任意後見契約の変更、解除」（『成年後見制度をめぐる諸問題』新日本法規出版）。その他、日本経済新聞電子版・連載コラム「新しい相続のかたち・家族信託」執筆。

### 中島 孝一（なかじま こういち）〈第6～7章、第10章2〉

東京生まれ。現在、東京税理士会・会員相談室相談員、日本税務会計学会副学会長、税理士法人平川会計パートナーズ・税理士。

#### 【主な著書等】

『業種別で見る8%消費税』（税務研究会・共著）、『事例式 資産をめぐる複数税目の実務』（新日本法規出版・共著）、『同族会社の新事業承継制度と関連税制』（日本法令・共著）、『新しい信託の活用と税務・会計』（ぎょうせい・共著）、『業種

別税務・会計実務処理マニュアル』（新日本法規出版・共著）、『租税基本判例80』（日本税務研究センター・共著）ほか。

◆税理士法人 平川会計パートナーズ（千代田本部）

### 星田 寛（ほしだ ひろし）〈第1～3章、第5章1・2・7・8・9〉

平成20年三菱UFJ信託銀行退職。公益財団法人 公益法人協会 専門委員。一般社団法人 民事信託推進センター監事。信託法学会、租税法学会、成年後見法学会、日本FP学会の会員。

#### 【主な著書等】

「自分と家族のための家族信託の検討」（信託229、信託協会）、「福祉型信託、目的信託の代替方法との税制の比較検討」（信託232、同）、「遺言代用信託」（『新しい信託法の理論と実務』経済法令研究会）、「財産承継のための信託（受益者連続信託）の検討」（『信託の実務と理論』有斐閣）、「信託と後見」（『成年後見制度法の理論と実務〔第2版〕』同）、「受託者の裁量権の検討」（『信託法実務判例研究』同）ほか。

### <執筆>（五十音順）

### 小山 武晴（こやま たけはる）〈第6章〉

千葉生まれ。流通経済大学経済学部卒業。税理士法人平川会計パートナーズ・税理士。

#### 【主な著書等】

『平成28年度税制改正と実務の徹底対策』（日本法令・共著）、『相続税修正申告と更正の請求の実務』（税務研究会・共著）、『税理士必携業種別税務ハンドブック』（ぎょうせい・共著）

◆税理士法人 平川会計パートナーズ（上野本社）

### 高橋 宏治（たかはし こうじ）〈第4章〉

平成23年司法書士、行政書士登録。優司法書士・行政書士事務所代表。栃木県司法書士会常任理事、一般社団法人 民事信託推進センター理事、リーガルサポートとちぎ支部幹事。その他、民事信託士、6次産業化アドバイザー（栃木県）、農業経営アドバイザー（日本政策金融公庫）。

#### 【主な著書等】

『法律から見た農業支援の実務』（日本加除出版）

## 山北 英仁（やまきた ひでひと）〈第9章2〉

合同事務所ジュリスター・インターナショナル代表。NPO 法人渉外司法書士協会会長、日本司法書士政治連盟副会長、一般社団法人 民事信託推進センター専務理事・事務局、一般社団法人 民事信託士協会専務理事・事務局、一般社団法人 国際行政書士協会副会長。

### 【主な著書等】

『渉外不動産登記の法律と実務』（日本加除出版）、『Q&A 民事渉外の手続と書式』（新日本法規出版・編集代表）、加除式『事例式・民事渉外の実務』（同・編集代表）、『不動産取引とリスクマネジメント』（日本加除出版・共著、第3章「物件調査、重要事項説明、契約書」）、『司法書士の新展開』（日本評論社・共著、外国会社の日本進出のお手伝い）、『不動産をめぐる相続の法務と税務』（三協法規出版・共著、第8章「渉外相続による不動産の相続」）。

## 山崎 芳乃（やまざき よしの）〈第5章5・6、第9章3〉

司法書士。平成13年2月、埼玉司法書士会登録。平成16年10月、こすもす司法書士法人設立。一般社団法人 民事信託推進センター理事長。

### 【主な著書等】

「震災復興における土地信託の提案」（信託フォーラム Vol.2、日本加除出版）、「浪費者支援のための民事信託活用事例」（市民と法 No.76、民事法研究会）、「民事信託実務入門講座」（登記情報 633号、きんざい）、『株式会社の登記と実務』（民事法研究会・共著）

## 若山 寿裕（わかやま としひろ）〈第7章〉

東京生まれ、明治大学商学部卒業。現在、税理士法人平川会計パートナーズ・税理士。

### 【主な著書等】

『平成28年度税制改正と実務の徹底対策』（日本法令・共著）、『事例式 資産をめぐる複数税目の実務』（新日本法規出版・共著）、『税理士必携業種別税務ハンドブック』（ぎょうせい・共著）

◆税理士法人 平川会計パートナーズ（上野本社）

## 渡部 美津子（わたなべ みつこ）〈第5章3・4、第8章〉

平成4年建設省（現在の国土交通省）入省後、住宅、都市、公共事業、NPO、まちづくり、不動産市場に関する業務に従事。平成27年に退職。現在、フリースランス、一般社団法人 民事信託推進センター理事。